

○姫路市後援に関する規則

平成31年3月22日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、市以外のものが行う事業に対し、市が後援を行う場合の基準、手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 公演、発表会、展示会、講演会、大会、講習会その他の催しをいう。
- (2) 後援 市が事業の趣旨に賛同し、その実施について支援することをいう。

(後援の申請)

第3条 後援を受けようとするものは、あらかじめ後援申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 後援を受けようとするものの概要を示す書類
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号及び第3号に掲げる書類については、市長がその必要がないと認めるときは、添付を要しない。

(承認の基準)

第4条 市長は、前条の規定による申請に係る事業が、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、後援を承認するものとする。

- (1) 文化芸術、スポーツ、産業等の振興、福祉の増進その他市の施策の推進に寄与すると認められること。
- (2) 事業計画が明確かつ適正であること。
- (3) 市内で開催されるものであること又は市外で開催されるもので、市長が特に承認する必要があると認めるものであること。
- (4) 参加者から入場料その他の費用を徴収する場合にあっては、徴収の目的が明確かつ適正であって、その総額が事業に要する経費の範囲内であること。
- (5) 法令に違反しないものであること。

- (6) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるものでないこと。
- (7) 市の名誉を毀損し、若しくは信用を失墜させ、又はそのおそれのあるものでないこと。
- (8) 特定の政治家若しくは政治団体又は宗教を援助し、若しくは助成し、又は圧迫し、若しくは干渉を加える目的を有するものでないこと。
- (9) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者が関与するものでないこと。
- (10) 営利又は商業的な宣伝を主な目的とするものでないこと。
- (11) その他後援を行うことが適当でないとして市長が認めるものでないこと。

（審査結果の通知）

第5条 市長は、第3条の規定による申請を受けたときは、前条に定める基準に従いその内容を審査の上、後援を承認するか否かを決定し、その結果を書面により当該申請をしたものに通知する。

2 市長は、後援を承認する際に、必要な条件を付することができる。

（後援の効果）

第6条 後援の承認を受けたもの（以下「後援承認者」という。）は、後援の承認に係る事業（以下「後援事業」という。）を周知し、及び実施する際に、本市が後援している旨を表示することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、後援事業の周知への協力その他必要な支援をすることができる。

（事業内容の変更）

第7条 後援承認者は、後援事業の内容を変更する必要があるときは、速やかに、後援事業内容変更申請書に、変更の内容を示す書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、第4条に定める基準に従いその内容を審査の上、変更の可否を決定し、その結果を書面により当該申請をしたものに通知する。

（事業の中止）

第8条 後援承認者は、後援事業を中止するときは、速やかに、後援事業中止届を市長に提出しなければならない。

(実施報告)

第9条 後援承認者は、後援事業が終了したときは速やかに、後援事業実施報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 第3条第1項に規定する後援申請書に収支予算書を添付して提出した場合にあっては、収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(後援承認の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援の承認を取り消すとともに、後援承認者に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(1) 第3条又は第7条の規定による申請の内容に虚偽があったときその他不正の手段により後援の承認を受けたとき。

(2) 後援事業が第4条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) 後援承認者が第5条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

(4) 第8条の規定による届出があったとき。

(5) その他市長が後援の承認を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により後援の承認を取り消した場合は、その旨を書面により後援承認者に通知する。

3 市は、第1項の規定により後援の承認を取り消したことにより後援承認者に生じた損害について、その責めを負わない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、後援について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。